

三十六 第55条の4《創業中小企業投資損失準備金》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	第55条の4《創業中小企業投資損失準備金》関係
(廃止)	(特定株式の取得の日の判定) 55の4-1 <u>措置法第55条の4第1項に規定する特定会社の株式の取得の時期は、当該特定会社の設立に際して発行する株式の場合には当該株式に係る特定会社の設立の日、当該特定会社の発行する新株の場合には基本通達1-5-1に定める日によるものとする。</u>
(廃止)	(海外投資等損失準備金の取扱いの準用) 55の4-2 <u>措置法第55条の4第1項の規定による創業中小企業投資損失準備金の積立額の益金算入等については、55-7、55-8及び55-11から55-14までに準じて取り扱うものとする。</u>

三十七 第55条の5《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係

改 正 後	改 正 前
第55条の5《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係	(新設)
(積立限度超過額の認容)	(新設)
55の5-1 <u>法人が金属鉱業等鉱害防止準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第55条の5第2項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同</u>	

条第3項第4号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた金属鉱業等鉱害防止準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。

(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)

55の5-2 金属鉱業等鉱害防止準備金(連結事業年度において積み立てた金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。)の積立額の損金算入等については、55-17及び55-18の取扱いに準じて取り扱うものとする。

(新設)

三十八 第55条の6《特定災害防止準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6-1 <u>特定災害防止準備金(連結事業年度において積み立てた特定災害防止準備金を含む。以下同じ。)</u>のうち措置法第55条の6第1項の表の第1号に規定する岩石採取場に係るものを積み立てている法人.....その異動が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度.....</p> <p style="padding-left: 2em;">その異動が生じた日を含む連結事業年度後の各事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。</p> <p>(注) .....</p> <p>(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6-2 <u>特定災害防止準備金のうち措置法第55条の6第1項の表の第2号に規定する廃棄物最終処分場に係るものを積み立てている法人.....</u></p>	<p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6-1 <u>措置法第55条の6第1項の表の第1号に規定する岩石採取場に係る同項の特定災害防止準備金を積み立てている法人.....</u>その異動が生じた日の属する事業年度以後の各事業年度.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6-2 <u>措置法第55条の6第1項の表の第2号に規定する廃棄物最終処分場に係る同項の特定災害防止準備金を積み立てている法人.....</u>そ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>...その異動が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度.....</p> <p><u>その異動が生じた日を含む連結事業年度後の各事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(注) .....</p> <p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6-3 <u>特定災害防止準備金のうち措置法第55条の6第1項の表の第3号に規定する露天石炭等採掘場に係るものを積み立てている法人.....</u></p> <p>...その異動が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度.....</p> <p><u>その異動が生じた日を含む連結事業年度後の各事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(注) .....</p> <p>(<u>海外投資等損失準備金の取扱い等の準用</u>)</p> <p>55の6-4 <u>特定災害防止準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>の異動が生じた日の属する事業年度以後の各事業年度.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55の6-3 <u>措置法第55条の6第1項の表の第3号に規定する露天石炭等採掘場に係る同項の特定災害防止準備金を積み立てている法人.....</u> <u>その異動が生じた日の属する事業年度以後の各事業年度.....</u></p> <p>(注) .....</p> <p>(新 設)</p>